繪本太閤記

三編

十

へ伊13
1833
#14

へ13特
1833
34

東京都立中央図書館

續本朝圖記三篇卷之下

目録

中務信忠卿生害之話

明智左馬介室町の城の天守を石弩火矢にて打崩す圖

武智小十郎勇戰の圖

信忠卿生害の圖

蒲田正次忠を闕て命を全ふする圖

光秀軍勢宿於妙心寺話

土方次郎兵衛弟の圖

光秀如心寺うて自害せんとする圖

六月二日後の日記

安土の城下騒動の圖

明智左馬介溺死の遺骸を薮法の船形の圖

面譽上人右大臣御ゆるの

細河刑部右丞光秀と絶交の圖

細河与八郎妻女を離別の圖

續本古園記三篇巻之十

中將信忠卿生害

世間何物最堪憎蚤風蚊蝨嵐賊僧紅脚車夫暴晩
毋湿柴爆炭水油燈元の僧栖る庭惜むべき物と既て
然る詩なり惟任日向守光秀其君信長公を本能寺の弑逆
信忠卿を迫て自害せんとせし光秀惜むべき地の名上京
二条の城の東の方に当り村上和泉守清國溝尾左兵衛茂朝
山本入道山城守三郎兵衛尉加部隼人佐貞次同小右衛門尉
等の余人ひさくと麦寿の外曲輪一本柳の勇を進んで操さうる此
と防ぐ勇士なり小田方に法の猪子兵衛國平八郎村井長兵衛
等百余人切て出死死なれて戦ひる猪子兵衛是等うて威る具足と

明智左馬之助室町の城の内の九を

石弩
火矢
狭
武者
崩
図

其二

鏡顯詩三篇卷下

[illegible]三人にすのちかを打ちうち敵を撰まび切臣ゞ余りに強く戰ひて
[illegible]えうち打ち大なとひろげて[illegible]武者とり捕へ人[illegible]
[illegible]の者ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]て[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ

弦智
小十郎
戦勇
の図

火薬入陣屋を燒の器なり惟任方の勇士多く死を得ざるといや落城迫なり
進めく〻と案内を引て二の丸を押詰て宮内大和國の城を攻
智玄番頭利之が勇士小十郎利之若者の信忠卿の御恥
〻出陣方の兵士を討死
殘兵皆逃て散々に仕
今の御運も盡て是非某の一軍敵を防ぎ討死仕
そは同じ陣なれ〻御腹召れよと申ける信忠卿完尓と笑ひ
のひ給も尤なれ男ひつまとそ拾ひ給へる薙刀無の付て
汝若年を全せが永き世の思ひ出
をそ〻〻と流涙押頂き扨〻御運の果て労く御座ほ召れ
今三途の川の渡船仕り冥途の御供致ひらんと云捨て本丸の
搦手押開き大音声にて名乗て敵小十郎利之と命と山軍

死に落ち若が恐み敵ども
ほと〻云絶く大勢の其中へ面もふ〻切て
き郷を居り向の敵十七人誘薙
薙長刀の柄もおれ
歯るを幸き切ぬれが利之
狂も進で切ふる故内藤
出合給へ討
擧て進ふ信忠卿
を召れ汝命と全ひ
女ども〻退散せ
羽柴秀吉瀧川一益
敵記ての眼を
死の遅れんよりや十日の命
ふ〻十日の命
水車を
長刀の柄
右へ〻と退
利之
三が侍
強兵
大別の武士と諸軍
信忠卿
徳川法
三法師
退散せ
信雄三七信孝及び柴田勝家
集り會
光秀を追
玄以
流
僅で命と

信忠卿生害の圖

奉りて囲を出でんとせしに信忠卿今は心得と猛田又郎
兵衛尉正次を召して我自害せば汝腹切て我首を火中へ投へしと云て歌の後
ひらめるを見てとつひとて腹切て捨て膚よりあり腹十文字なる腹切て猛田
くと云後へ正次御後へ寄て御首を取て御遺言を
組せまり御首を火の中へ投入其後門を出て歌一人〳〵討死て
供者なる侍へまり我も討死せんと思ひ腹切て自殺せんとせしが
て何者とも氏名腹切て腹切て猛田と云ひ遣く歌と組で刺違へ死せんとせしが
思ひ遣く歌と組で刺違へ死せんとせしが
てあるる内歌の軍勢退く本丸へ地入く残る兵士を切白れば正次命や
惜うる年の中へ身を隠せと頂上を掩ひうけ身を戦慄て居うる
うるが歌退ひて後へ退と信忠卿と云人は

者凡は比べきに〳〵て悪〳〵うる相〳〵城中の残兵村井貞勝と始めと一人も生
る者なく歌と刺違へ又討死とるもあり上下の兵卒都合
民百三十余人皆討死をしてうる先者方にも員死人る八百余人
及び其日の事下知後の落城とうる所の
此者本者事以上〳〵名れども武士の業使ひ後ひ天命今御座
さばられる大将軍なるべきと逆臣のある世とあり後を悼〳〵
歌ねるうる信長と云ひ信忠卿御子に対る減ぶるとうる
先者の凡何者ぞや信忠より後の敵物と考る天世天下を
者ども後のうるさしば英雄豪傑のごとくに集り智る闘
ひ勇る我〳〵と人〳〵も悪く志を得ど中るうるとびうる理り
る者ども匹まう後り後る天下と世中る極るの豊人同力とん

猛田四次
忠を
國
て
命を
全う
する
圖

るべき業なりんや皆仏天の助けなるべし有るも亡るも秀吉の
云に已び得るも又秀吉の為なる得るも亡るも宇宙の中なる故と
歟なり

光秀の軍勢宿於妙心寺

信長卿の老臣なる土方治部兵衛なる者あり白川の辺りに宿り居り
るが遥なる時移りて此騒動を聞き諸陣を合せ一系なる弛
緩なれども此時日も黄昏なる及び二系の堀晩なる落て歟一人もなかり
ければ天を仰て長歎本丸の焼跡に立ち腹切て死なりなる信長
云の馬廻りの士なる松井平助と云者あり元西京の住人安居住なる
が家来なる侍なりを追放の後宇治に居りを文武なる達者なる
の士なるは信長無て惜しき生されてなる貴の仇敵と称ひ

動仕りなり此時も信長云の仕を為り八幡なる系籠系なる居合
び日来の御恩を忘れず此度の御大なる浅なるなるの幸云なる
非明にも足離されなんと思なるが冷泉紙光秀を一方眼
利遠く見なる者なりば此上の幸なる京都なる
誉り歌義円義仗なる者て仕官せんなるを新日々光秀の足軽人
らんと新ひなれども松井心意得ぬ帰て以対面せび剣新帰なる
も及ぶきの法なるなれば此上の為なると
く脇十文字に撥切て義の為なる命と命と捨ぬ今日の合戦なる随と出て
命と命なる者い小田源五郎長重信長云の金弁侍従伝下号三心傳流有樂山内飛騨守亮
康光なる云なる日向守光秀の今朝来るなる本能寺及び二條
の城を五用信長卿なるを討なるて岡の麓なる焼地の青淵なり

土方次郎兵衛
源氏の圖

禁廷に及び洛中洛外の騒動大方なら[illegible]男女老少東西[illegible]
南北の吟ひこゝかしこ[illegible]やと帰京[illegible]を所司代を始めとして
の役人下司悉く二条に籠制保[illegible]る者もなく上を下へとなる中
にも本能寺の東[illegible]宗流組合の寺々[illegible]傳奏と注[illegible]
櫛の歯を引ごとく[illegible]れば何様なる凶事の出来んも計がたく
内裏守護の官人衛府の侍門々を固め殿上の間の関白左右大
臣を始め高々せ揚り紅涙を月卿雲客を上を守てぞ控[illegible]る六月
二日黄昏に光秀が軍勢一日の勝閑を上げ軍兵を二条に寄せ下立
奏大宮の西の方妙心寺へ引[illegible]る此時光秀が信長御[illegible]と[illegible]
為く討すべき多念の怨一時の怒心の動る
[illegible]なく自殺せざやと思ひ佛殿の傍良久く礼拝[illegible]世

と恩[illegible]くて一聯の句と自書を此時側の若き小僧私の光秀が
気色とさらう辞世の頌[illegible]やうんと思ひ急ぎ比田帯刀三宅式
部両人の此[illegible]を岩両人大の[illegible]き明智左馬介及田傳又郎並川
掃部の助等の相[illegible]光秀の[illegible]人の士光秀の[illegible]
往昔殷の湯王は夏の桀王を放ち周の武王殷の紂王を征せ[illegible]
[illegible]我朝義経は平家を滅し大臣崇徳帝と戦北
条義時は後鳥羽院を流し[illegible]
[illegible]光秀の産業を保んとて英傑の志[illegible]
[illegible]小御[illegible]の役[illegible]
悲[illegible]
上の御身を[illegible]

光秀妙心寺
にて自害せん
とする圖

万民安全の御計策とて所要に応じ速やかに発足遣
はすべき由なれば日向守も今はなんぞ其後なり
む先段勢を立給へと申しける諸侯安堵の思ひを成
続き怪びろう光秀游月殺せが妻てものるめるべきとるまるるなる
法をして記を止り左民のるは命と遂るい法はうきに宿蒙う
ると外人の係るるさしが今月の為梓禁廷近く力丸を振りしす
其恐とるきてあるべ後者とすて天気を何と心とて妙心寺の
侵僧に命じ委細の口上をや含め参内をこそ致させられ此河の傳
奏雅彦中納言宗孝卿光秀ら上とをせ法ふる彼侵僧潼さぐ
言上るい今日惟任日向守光秀天下殺寺及び二条城を焼き
信長公と討ち奉勢ふ妙心寺へ引退ひ有光秀参内仕天

意を頂ひ去るべくの不今月の合戦奥をあ地獄衣を恐を初妙
心寺の後後我を奏聞する光秀ら強ふい信長武威を憚
民と郷まで神明をさと仏明をさと仏ふ遠ひ神社仏閣の焼亡せむ
る事ほど何を結びて海の内悪く光と知り光秀皆く信長
が旗下に属しみとつくも三代お恩のまとやうもなく光秀ら
先祖法和の流裔ゆる源氏光秀守光衛が家業
うて数代朝廷の臣下迄信長公平氏ゆる相国清盛の流を三位中
将資盛のつ孫斯波武衛家の臣下なりと雲泥権勢を諸侯の
上る震ひ恐逆日くに奪んるれが武門の風俗天下のるる光秀の今
月信長公を誅年ぬ伏て孝くい臣が赤心と考ひ臣方の
征伐を遂行て天下泰平を奏上と達で奏聞を

とゞ雑賀中納言殿此方委細執奏の諸卿の淹滝なるよしなれば先
使僧に成り帰り然寺より招引し給へ勅宣の旨申達したること
仰渡されれば両人の使僧拝謝して退きける

六月二日後之日記

○二日の夜亥の刻ころ比光秀義田傳右を近く右ようせ我の勢ふく
て大なの要を矢急せり海より道の巻みて成今度の使を中付る乃
間うまく仕換ぞるるみべうしに羽柴筑前守今西国よりて毛利
家の勇将右川小又川と対陣と我毛利家と内通軍兵を指向秀
右衛門佐と討んと思ふ海氏内義の書簡を拾てる松の陣所より右
川小又川の両将を誘引我心底を演右ば必秀右ば兵より乃始め
ら此計略を図くらるるみべうしに光実より雨の夜後て出べ

心を抜く勅宣と彼書簡を渡しられば義田傳右長り某之来西
国の街道より光秀の乃始るるひい乃心易く思右
以外て毛利家の右左右ようきびと右の書簡を懐に却ようれ
ばうしに編ける

○同二日巳の刻より安土の城下何となく風聞るい惟任日向守叛逆を
企て大信家御ふるも御せ害はまんのよ)ようくに云ん申し市中
物騒敷の限り也さんぬるの御事るれば恐き何とも
言ふよいや生ぎしもてぎ海より強き周章以外の未の中刻ようて
諸人追〻逃散り始めぬ市中弥騒こい行のひ
てうあうに御座ひやと諸人安より易きぬ云ようと光と安心ける
るもうくようを上へ比る諸人安の城の御番を代番せ右

安ちの城下
騒動の圖

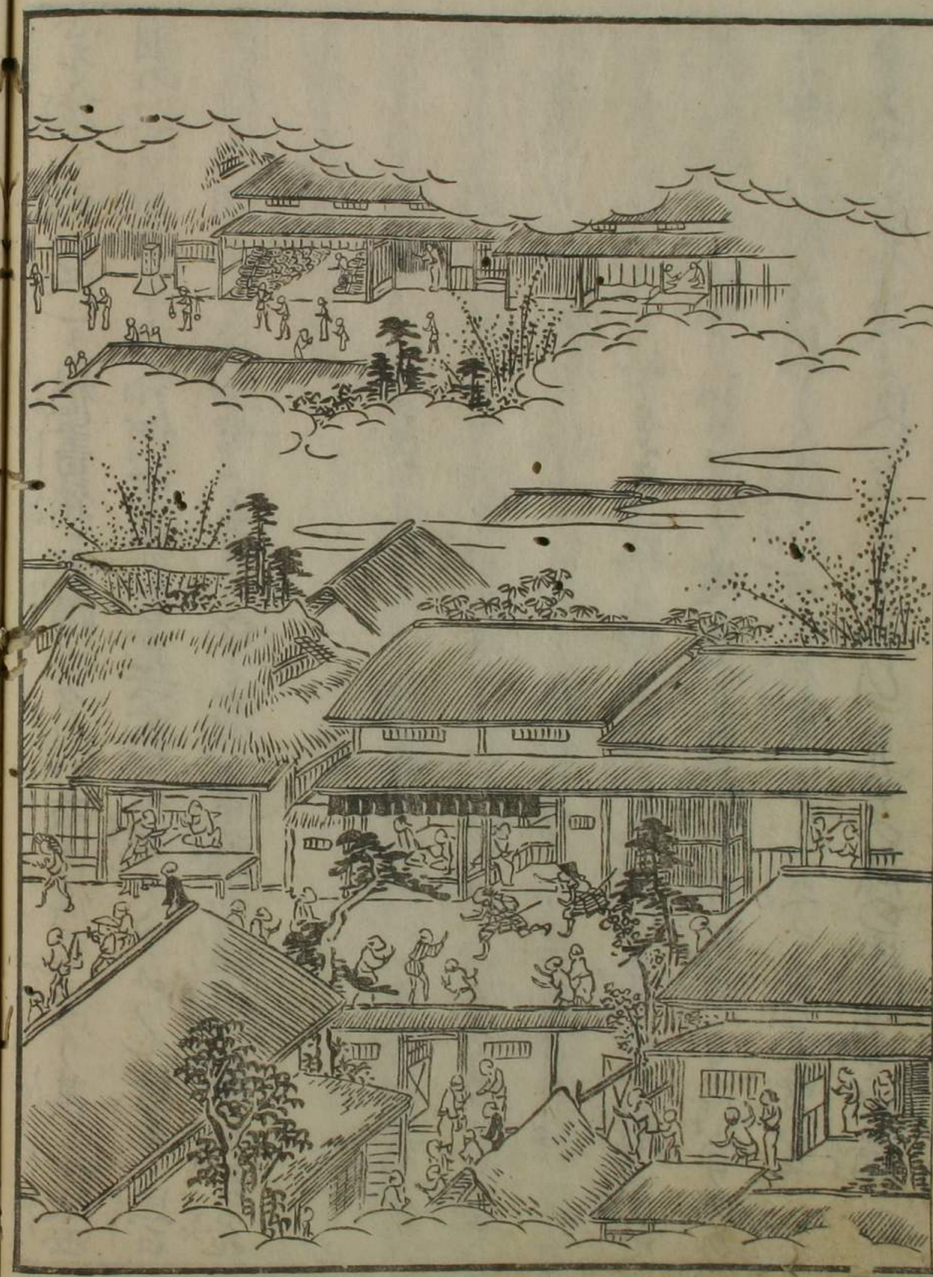

長澤左馬秀吉より家人外池甚五左衛門を城下の所々へ編成せる
様い両御所の御後惟任日向守が逆心により今和京都より扶ひて
御出家まゝ〻ち〻ぐも尚御城より扶ひて望国なべき間城
下の者ども騒動するものみべ〻ぐ馬を乗廻て制〻れいけとき
所中一同より嘆と者をよ〻りあつる御ものぞ〻母の悪か行ふ天罰を
惟任う討ちまうよ世よい扶ひ出さぬとや者よ〻ぐや現ると老男女
者〻ぐ〻に怨悪む者巷より濁さ〻義を敷ものうり心なきかさまぐふ
かく計思ひ者〻ぐるものもしが右大臣家の御墓所やも中〻見え
近ぢか小扈家老用人者〻の見様小者奥の女中女房達御菜の間辺
女ものるとに隔夜より焼出を炎ひ出おく退去るの限り臣中の御墓
所い尚城の安危安堂光秀恩石衛門秀吉城日吉御退去みべき

ど度〻仰出され〻ど秀吉何条其城に及びやべき只尚城と拵と
防戦仕るべひ〻〻様〻中止るれる長尾張の諸士は騒動をあつと
言ふ〻〻るものもなく弱く妻子後孔を引連て思ひ〻〻落行程
に翌今月二月の夜に入て山崎源左衛門と侍は騒動に心乱れや
又い光秀に心を寄〻〻し己が屋敷を自焼て居城山崎へ引ぬる家小
扶ひて秀吉の思惑を思ひしかく計ぞ〻諸士の心離散ていが戦せんの
思ひもうしに付て御墓所公達其外の女房達も結〻日吉の城へ退去る
と申ぬ籠城ぬ〻と俄る日吉の城へ扶きゃ〻ぬ三百三百
る長恩三郎氏郷御迎のるとて秀吉馬百疋傳馬二百疋と
引せ安堵と系上〻ぐい秀吉大よ喜びや和を作へ給る日吉の城へで
奥〻ま御御御墓所を始ち女房達御城を開まつ〻るとて会

明智左馬介
淀橋を過り
勢田を
渡る
圖

宝物を悉く運び去て城を出をうけ焼捨ひと仏ゐを右兵衛尉
を流下ろい信長公乗御心を尽させら玉天守と始め諸ゐ天下
義の結構を秀吉一人の料簡を以焼失んの勿体なきのしい光秀
い人非人よひ焼けるもうれみ紙令焼ぶして己が幸ゐるとして
天命何ぞ久くんやう財宝令浪もを拾せ申はきぞ其欲心に耽
り御基所を退去ひ給ひ宝物を掠取とうもけ上の為令
ひ出給ひ打捨ひとて御代官本村治郎左衛門の城を渡日野と
云てで急ぎ引ひ様ひ勢を悉く拓き集めて防戦の仕方を図し
人数れてよ又百余人とまへし
○三日の夕天光秀下知ていひ安土の城い信長の居城うしひよく元
どんけ行ひうひて明智左馬助光春を大将として荒木山城守

幼子は母を殺害仲妻本を計既に兵衛殿実(但馬守の長子)今
岸和助泰正牧母三宅周防守業勝武邦長子名ある余人に及とし
数回をそう先ひ脇所の城を山岡景隆守京澄日野馬守等後
者を迎味方に引むはと申遣うう先い山岡対馬守が安を光秀が
婿男十兵衛光慶ひ聚ひとべきのほ兼約ひ為ひ其因を糺ひてひろ
ひ山岡光隆光春の御恐と称ひ光秀が疑を深く悪ひ其実の忠依と
守曽て以ひ心せひ却て其後者の首を刎勢田の橋を二十間計焼落
ひ往還を塞ぎ防戦の用意をひとつひ後ひ三百人ひ以てひ
小勢ひれば光秀が大軍と戦んの叶うて三年寿を引うひ
実にもたまう得ひて用賀の山中へ源を入りぬ光ひ以て左馬助
光春い脇所ひ陣を立光ひの勢い山田矢橋を払て渡其間

面譽
上人
右大臣
御子達の
遺教を
尊足
法の
説約の圖

浮橋を営み勢田を渡す安去を以て急ぎ乗り左馬允も諸軍に
跡に引添て攻寄せんとすれば安去れ近き傍の番兵
どもの出て防ぐ中にも浅野弥右衛門尉と私に押分る番兵
とそれ二人もなく農民工商の雑番所に守居て敵とする者も
なく安々と城下に入る代官本村治郎左衛門尉も敵対叶はじ
と城を捨て落行ぬるを知ひて左馬允兵を用ひずして安去の城を
入給根岸茂左衛門の城に遣り牧調度兵粮の類まで諸士及び妻
城下の人民等に悉く分与へ諸人を懐け其身は安去に在城して加
賀を治んとせり商議を以て諸方へ軍勢を分ち敵と防
戦を以て固む先佐和山の城を荒木山城守に与へ籠せ長浜
の城を妻木主計頭阿閉左近両人に守らせる

○同日三百阿弥陀寺の面譽上人日来信長公御懇情を
蒙り世恩の為向寺に入寺し名を右大臣御と称
髪を剃中興光秀に帰依し光秀も流石を後の好
とそ痛く思ひ給て此三百討死の後世の弔ひ冥福
とて砂金二袋面譽上人に与へ上人甚悲び右大臣御
骨の遺骨を拾ひ先の明智左馬允光秀逆川合右衛門尉
より都に信長公の御首と諸士の骸を悉く法号を授け
けるに記法の僧俗男女誘ひ集り泪諸共に仏名を唱へ
し次第に枯光秀の家中の宮仕を何人も行とも静かに
紙面に集り涙海を以て止ざりけれ大志遂難くんと

細川刑部ノ
左馬
光秀
と
与せざる
圖

諸氏の心を慰ぶ為に計略を以て霊祇園小社多の諸社
を焼籠科として黄金百両宛拵げ南禅寺天龍寺相国寺
建仁寺万寿寺大徳寺妙心寺等の黄金三百両宛其外洛中洛外
の諸寺諸院尽く相当金を賜て書翰一三宅式部秀勝と云
同代として京中の地下人の今張を敬ひ且永代地子銭免除也
しの命法れば洛中洛外の高賈い迄近郷近村の農民まで
み難き御ひいきをみし皆万一歳を賜はる限り雑下の良多
ねさい感状及び名刀羅刀護馬金銀衣服の類山のごとくにて多
を上下をうへ賜びける
○同日三日の朝日向守光秀を上明智兵衣光秀をして名刀巻物
金銀多の織物を持せ再後の国を細川刑部大輔藤孝の門与八郎

唯此方へ来り信長公の事信長公の国恐縮の儀少るうへ
然ども国の道を守り敬て始て義を重て信長部て
諸軍を勢ひ為に先んじて元を制し四二日京都を抑て御父
子ともに宮と逐させ年ね彼が家の好をん我り力を合せ
給へば大感浪うみべ其上山陰丹後の領馬若狭摂津と深
て外でらるべきに委細光秀ごロよを演舌に細川ふる元と聞て大よ
驚き貝い敬き貝い始う・傍明智兵衣に向ひ妻を励し罵て申る
る我へ大ふる信長公の大恩と蒙り今丹後一国を外妻の後家安堵
仕るの元皆者の恵とかへ光秀もの元り同じ彼と石義の
縁計を仏者と結ーする親迷人よりとるの勢へみべ汝縁組の
後方へ迷ども宥恕と如聞る間ふく

其二
真顕言篇卷一

什有光秀の婦り宴に紙捻ぐの婦り抽(紙)屋にて[illegible]
遊屋と云て入れば兵衛大夫赤面し這く来て迎ひ入れ八郎唯
神の妻い月向守が女りて去る天正七年の春十六歳にて細河丸嫁し
今既に年七絡り此安武[illegible]の光秀に仕て優さきまい勇義る
にて[illegible]武藝の志深く詩書の達[illegible]糸竹よ妙く容色さて[illegible]勝れり
されば鶯鶯の[illegible]深りびま婦の情又濃之と八郎妻と呼て中[illegible]
安今の殺逆人の娘りれば武士の婦とねとぐりびて光秀かの附人
池田左兵衛一色宗右衛門窪田治左衛門等を相加へ丹波国三戸城と云
山城を送り帰せり細河丸義勇ゆ人感称[illegible]りる 後天正十二年の事
秀右衛の命によりて四の
ぎ[illegible]八郎婦と称ず
○同月三月光秀の近士岩田忠兵衛之と封書并に刀金銀を持

せ摂津大坂の城代小田七兵衛尉信澄に通じ義て計策のごとく
昨二月信長之と討課せぬ義我り力を合せば大坂安云の両
城を以て近江摂津河内の三ケ国を大守さるべしと云送りる
信澄是を聞て大いに喜びて人の怨を離れりて勇むこと
限り迄 信澄が一件妻
しくい後に記

繪本古閑記三篇巻之十終